



発行所 滋賀県行政書士会
 発行人 井上超由/編集人 奥野慎太郎
 所在地 滋賀県行政書士会館
 〒520-0056
 大津市末広町2-1(JR大津駅前徒歩1分)
 TEL(077)525-0360・FAX(077)528-5606
 E-mail: shigakai@gyosei-shiga.or.jp
 URL: http://www.gyosei-shiga.or.jp/

2月22日は行政書士記念日です

企画部長 西村 泰成

私達行政書士の前身は、明治5年の太政官達「司法職務定制」による代書人制度にありました。代書人制度において、市町村役場、警察署等に提出する書類の作成を業とする者は、行政代書人として活動を行っていました。

明治30年代後半には、「代書人取締規則」が警視庁令や各府県令で定められるようになり、大正9年11月、これら監督規定の統一化を目的として、内務省によって「代書人規則」が定められました。

戦後、代書人規則は「日本国憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律」によって昭和22年12月に失効しました。その後、住民の便益に向け法制化を求める社会の動きを受け、昭和26年2月10日、行政書士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、行政に関する手続きの円滑な実施に寄与し、あわせて、国民の利益に資することを目的(行政書士法第1条)とした「行政書士法」が成立し、2月22日法律第4号として公布され、3月1日に実施されました。

日本行政書士会連合会では、行政書士の自覚と誇りを促すとともに組織の結束と制度の普及を図ることを目的に、行政書士法が公布された2月22日を「行政書士記念日」と定めています。各都道府県行政書士会では、この日に合わせ様々なPRやイベント等を計画しています。滋賀県行政書士会では、「暮らしの安全と行政書士」をメインテーマに4部構成の講演会を実施します。行政と国民をつなぐ役割がある行政書士・行政書士制度について広く県民の皆様にご案内いただき、更なる県民の皆様のくらしと安全、福祉向上を目指します。どなたでもご参加いただける講演会です。ご参加いただいた方には、「ユキマサくん学習帳」をお一人に

つき1冊プレゼントします。この学習帳は前後2ページ程にかわいらしいイラストでわかりやすく行政書士について紹介しています。他のページは無地ですので多目的に使用できる優れものです。ぜひ地域の方々にも講演会についてPRしていただければ幸いです。

今後も滋賀県行政書士会では行政書士記念日には、行政書士制度の意義を再確認する契機となり、行政書士の活動が社会の貢献につながっていることを広く県民の皆様にご案内いただけるような催し物を企画してまいります。今後とも会の運営にご協力をお願いいたします。

令和元年度

行政書士記念日事業 講演会～暮らしの安全と行政書士～

主催 滋賀県行政書士会 (一社)コスモス成年後援サポートセンター 滋賀県支部

日時 令和2年 2月22日(土) 時間 14:00 ~ 16:30

場所 滋賀県教育会館 大会議室 大津市梅林1丁目4-15 定員 90名

事前申し込み不要・参加費無料 (会場記念品(ユキマサくん学習帳)プレゼント)

*駐車場なし。車の場合は近隣の有料駐車場をご利用ください。

「みんなで守ろう 暴力団排除条例」講師: 滋賀県警察

暴力団排除条例に定められた地方自治体や事業者、市民の責務についてご説明します。



「大切な人・モノを犯罪被害から守ろう」講師: 行政書士 森永勝博氏

犯罪から大切な人やモノを守るためにご案内いたします。
 滋賀県法務行政書士事務所所長。東京府警での経験を活かし、警察署へ提出する被害届や告訴状の作成、反社会勢力対策の相談のほか、成年後見と相続、遺言書作成を取り扱っています。



「安心な暮らしを支える」講師: 行政書士 清水美代子氏

民生委員、また警察官としての経験から、安全な暮らしとは何か、みなさんと一緒に考えます。
 行政書士しずみよこ事務所所長。滋賀県警初の女性元警部。定年退職後、行政書士事務所と心理の相談所「ここしずみ」で子どもの非行問題から相続まで幅広い相談に応じています。



「誰もが避けられない老い、行政書士がお手伝いできること」

講師: コスモスしが 行政書士 橋本洋介氏
 高齢社会の中で、身近な街の法律家として行政書士ができることをご紹介します。
 行政書士橋本事務所所長。開業以来、多くの相談会で相談を受け、自然と相談業務に注力。認知症で困っている人の存在を知り、コスモス成年後援サポートセンター コスモスしがに加入。同会では副支部長を務めており、関係機関との連携、会員との交流に努めています。

講演会に関する問合せ先: 滋賀県行政書士会事務局 ☎077-525-0360 平日9時~17時

(災害・他事情による中止案内は滋賀県行政書士会ホームページに掲載します)

後援: 滋賀県、滋賀県警察、社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会



行政書士は「官公署に提出する書類」「裁判業務や事実証明に関する書類」の作成とその代理、相談業務その他の特定業務を行うことができます。
 ただし他の法律で定められているものについてはできません。